

税についてのお話

税金は、教育や福祉、行政サービスを通して北海道、そして沼田町をより良いものにするために使われており、町に住む人々の暮らしを良くするためのものでもあります。今回は住民税にスポットをあてて、税の内訳や課税対象者、申告についてのお話をしていきます。

個人住民税

個人住民税とは、「町民税」と「道民税」を合わせたものをいいます。この二つは、皆さんが同じ額を負担する「均等割」と前年の所得金額に応じて負担する「所得割」から構成され、毎年1月1日現在、沼田町に住所のある方が納税の対象となります。

	町民税	道民税
均等割	3,500円	1,500円
所得割	所得金額×6%	所得金額×4%

※均等割の額は、平成26年～令和5年度の10年間は、復興財源確保のため、それぞれ500円増額となっています。

住民税非課税対象者

現在の収入に応じて住民税がかからない場合があり、条件を満たせば均等割・所得割はかかりません。一般的には均等割が非課税になれば、所得割も非課税となります。

■個人住民税が非課税となる場合の収入の目安と合計所得額（年少扶養含む）

扶養人数	合計所得額	給与収入額	年金収入額
0人	280,000	930,000	1,480,000
1人	730,000	1,380,000	1,930,000
2人	1,010,000	1,660,000	2,210,000
3人	1,290,000	1,940,000	2,490,000
4人	1,570,000	2,220,000	2,770,000
5人	1,850,000	2,500,000	3,050,000
6人	2,130,000	2,780,000	3,340,000

■その他の非課税基準

- ・生活保護法の規定により生活扶助を受けている
- ・障害者・寡婦（寡婦）・未成年者など該当者は所得125万以下
- ・障害年金・遺族年金のみを受給している（年金受給者のみ）

詳しい内容に関しては下記へお問合せください。

■お問合せ 住民生活課 税務グループ 電話 35-2115

○非課税対象者が受けられる助成（※非課税対象者であること他に必要な要件があります）

- ・高齢者世帯等除雪費
 - ・高齢者定期インフルエンザ予防接種
 - ・要介護高齢者等の外出支援サービス
 - ・季節性インフルエンザ任意予防接種
 - ・高齢者等入院交通費
 - ・高齢者肺炎球菌任意予防接種
 - ・各種ガン検診
 - ・水道料金（上下水道担当）
 - ・肺ドック検診
- 等

助成に関しては下記へお問合せください。

■お問合せ 保健福祉課 電話 35-2120
建設課 上下水道担当 電話 35-2116（水道料金について）